

議案第49号 小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

赤石運動広場の敷地において新中学校建設工事が着工するため、平成26年8月1日より赤石運動広場の利用を廃止するもの。

小松島市身近な運動広場条例(昭和56年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行		改正後		備考
(名称及び位置) 第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。		削除
名称	位置	名称	位置	
赤石運動広場	小松島市立江町字黒岩26番地の5	勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地	
勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地			